

議案第15号

北名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

北名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、議長、副議長及び議員の議員報酬を時限的に減額する特例措置を講じることに伴い、本条例を定めるため必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第43号）第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 500,000円
- (2) 副議長 月額 420,000円
- (3) 議員 月額 400,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。